

証券コード 6485  
2021年6月3日

# 株 主 各 位

東京都目黒区鷹番二丁目14番4号  
**前澤給装工業株式会社**  
代表取締役社長 山本晴紀

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁に記載の方法により、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号  
ホテル雅叙園東京 2階 華しずか  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第65期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第65期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役6名選任の件
  - 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - (1) 書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
  - (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ~~~~~
- ◎新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず当日のご来場をお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.qso.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、取りやめさせていただいておりますのでご了承願います。
  - ◎当日の議事内容につきましては、動画等による配信を予定しております。株主総会終了後準備が整い次第、上記当社ウェブサイトに掲載する予定です。
  - ◎新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、上記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

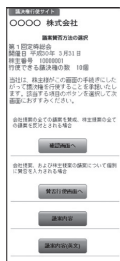
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

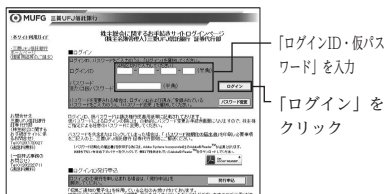
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「操作画面はイメージです」

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

(提供書面)

## 事業報告

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、経済活動の停滞が続く厳しい状況で推移しました。感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、個人消費や生産、輸出に持ち直しの動きが見られたものの、昨年末以降の感染再拡大を受けて景気の減速感は強まっており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの事業に関連する新設住宅着工戸数は、消費増税後の反動減に新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、年間を通じて低調に推移しました。主要原材料である銅の国際価格は、年明け以降、2011年以來の高値を記録するなど上昇基調を強めております。当社グループを取り巻く環境は引き続き厳しく、これらの動向をしっかりと見極め、状況に応じた適切な対応が必要になっております。

このような状況下、当社グループは、社員と社員の家族および関係者の安全確保を最優先とし、感染リスクの低減を図りながら、事業活動を継続してまいりました。給水装置事業におきましては、コロナ禍で民間工事が低迷する中、水道事業体が発注する布設替工事への製品納入に注力しつつ、あわせて各種製品の小型・軽量化、部品の共通化による製造コストの削減に取り組んでまいりました。住宅設備事業におきましては、ハウスメーカーやパワービルダーへの販路拡大を推進するとともに、連結子会社化した前澤リビング・ソリューションズ株式会社とのシナジー効果を追求してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高275億12百万円(前期比14.3%増)、営業利益25億98百万円(同2.4%減)、経常利益26億83百万円(同1.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益18億66百万円(同4.3%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、3億25百万円であり、その主なものは生産用金型1億66百万円、生産用設備1億6百万円であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は、すべて自己資金で賄いました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 62 期 2018年3月期	第 63 期 2019年3月期	第 64 期 2020年3月期	第 65 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高(百万円)	24,764	24,733	24,077	27,512
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益 (百万円)	1,857	1,739	1,789	1,866
1株当たり当期純利益(円)	79.21	75.23	78.72	83.11
総 資 産(百万円)	40,064	40,715	41,604	44,004
純 資 産(百万円)	33,073	33,765	34,735	36,412
1株当たり純資産額(円)	1,421.45	1,471.42	1,539.49	1,628.24

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第62期(2018年3月期)の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
QSOインダストリアル株式会社	11百万円	100.0%	給水・給湯システムの設計 施工および販売
前澤給装(南昌)有限公司	102百万人民币	100.0%	水道用給水装置の製造
前澤リビング・ソリューションズ株式会社	310百万円	100.0%	暖房設備部材および住環境部材の開発、設計、製造、販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業環境につきましては、人口の緩やかな減少に伴い給水装置の新設需要が減少する反面、老朽管の更新や災害に備えた製品の需要は増加が見込まれています。また一方では、新興国における資源エネルギーの消費の高まりから、主要原材料の価格は高水準が続くとともに、人件費や物流コストの上昇もあり、収益面では厳しいものと予想しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が長期化する懸念があります。企業経営を取り巻くリスクは年々高まっており、継続的に企業価値の向上を図っていくため、当社グループは、以下の課題に対処してまいります。

- ① お客様のご要望にお応えした新製品や、災害に強い付加価値の高い製品の開発など、成長分野への資本投下を進めてまいります。
- ② 事業環境のダウンサイドリスクに対処するため、M&Aなども活用しながら事業規模の拡大を図ってまいります。
- ③ 効率的な生産体制や物流体制の構築により、主要原材料価格の変動に左右されにくい、強固な収益基盤を確立してまいります。
- ④ さまざまなリスクに備えるため、リスク管理体制を整備し、内部統制システムを適切に運用してまいります。
- ⑤ 適時適切な情報開示や、コンプライアンスの遵守を通じ、経営の健全化・透明性を確保し、企業価値の向上に努めてまいります。
- ⑥ ライフラインの一翼を担う企業として、社会的使命を果たすため、災害時などにおける支援には、積極的に参画してまいります。
- ⑦ 今般の新型コロナウイルス感染拡大に当たり、当社グループでは社員と社員の家族および関係者の安全確保を最優先とし、感染予防策の徹底やテレワークなどの実施による感染リスクの低減を図っております。現時点では事業活動に甚大な影響は出ておりませんが、働き方改革や人材の多様化の促進により、その影響を最小限にとどめ、会社の持続的発展につなげてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、給水装置事業、住宅設備事業、商品販売事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な製品等
給水装置事業	サドル付分水栓、継手、止水栓等バルブ類、水道メータ等の水道用給水装置製品の製造販売
住宅設備事業	給水・給湯用、暖房用等の樹脂管、樹脂管用継手、給水・給湯システムおよび関連部材等の製造販売、住環境部材の開発、設計、製造、販売
商品販売事業	製品に関連した仕入商品の販売

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

前澤給装工業株式会社

本社 東京都目黒区

営業所等	北海道	(北海道札幌市)	新潟	(新潟県新潟市)
	釧路	(北海道釧路市)	長野	(長野県松本市)
	青森	(青森県青森市)	北陸	(石川県金沢市)
	秋田	(秋田県秋田市)	名古屋	(愛知県名古屋市)
	仙台	(宮城県仙台市)	京都	(京都府京都市)
	福島	(福島県郡山市)	大阪	(大阪府大阪市)
	茨城	(茨城県土浦市)	岡山	(岡山県岡山市)
	栃木	(栃木県宇都宮市)	広島	(広島県広島市)
	群馬	(群馬県前橋市)	四国	(愛媛県松山市)
	埼玉	(埼玉県さいたま市)	九州	(福岡県福岡市)
	千葉	(千葉県千葉市)	熊本	(熊本県熊本市)
	東京	(東京都目黒区)	鹿児島	(鹿児島県鹿児島市)
	東京西	(東京都羽村市)	メータ営業部	(東京都目黒区)
	横浜	(神奈川県横浜市)	住宅設備営業部	(東京都目黒区)
	静岡	(静岡県静岡市)		
工場	福島工場	(福島県本宮市)		
物流	福島物流センター	(福島県本宮市)		
	埼玉物流センター	(埼玉県幸手市)		
	大阪物流センター	(大阪府大阪市)		
	九州物流センター	(福岡県糟屋郡)		



QSOインダストリアル株式会社（連結子会社）

本社 神奈川県横浜市

前澤給装（南昌）有限公司（連結子会社）

本社 中国江西省南昌市

前澤リビング・ソリューションズ株式会社（連結子会社）

本社 東京都目黒区

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
498名	22名減少

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。

2. 使用人数には、当社グループへの出向者1名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
364名	2名減少	41.5歳	17.3年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。

2. 使用人数には、当社への出向者2名を含んでおります。

(8) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,500,000株(自己株式318,544株を含む)  
(注) 2021年1月20日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて500,000株減少しております。
- ③ 株主数 8,585名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
前 澤 工 業 株 式 会 社	624	5.58
前 澤 化 成 工 業 株 式 会 社	624	5.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	369	3.30
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	366	3.27
前澤給装工業従業員持株会	350	3.13
重 田 康 光	336	3.01
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	331	2.97
株 式 会 社 り そ な 銀 行	320	2.87
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	320	2.86
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	288	2.58

(注) 1. 当社は自己株式318,544株を保有しておりますが、上記大株主 (上位10名) から除いております。

2. 持株比率は自己株式 (318,544株) を控除して計算しております。

3. 2020年9月24日付で、ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーより、当社株式に係る大量保有報告書 (変更報告書) が関東財務局長に提出されております。当該報告書において、2020年9月17日現在で同社が506千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は2021年2月24日開催の取締役会において、2021年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は92,000,000株に、発行済株式の総数は23,000,000株となりました。

## (2) 会社役員の状況

## ① 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 晴 紀	前澤給装（南昌）有限公司董事長
取 締 役	谷 合 祐 一	営業部門担当 給水装置営業統括部長
取 締 役	村 田 秀 明	生産部門担当 製造統括部長（福島工場長）
取 締 役	前 田 近	企画部門担当 企画統括部長 前澤リビング・ソリューションズ株式会社監査役
取 締 役	杉 本 博 司	営業部門担当 住宅設備営業統括部長 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役
取 締 役	谷 口 陽 一 郎	管理部門担当 管理統括部長 QSOインダストリアル株式会社監査役 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役
取 締 役	吉 川 彰 宏	
取 締 役	飯 島 康 夫	紀尾井町法律事務所弁護士 パルシステム生活協同組合連合会員外監事 （非常勤）
常 勤 監 査 役	檀 原 由 樹	
監 査 役	菅 納 敏 恭	菅納会計事務所代表 税理士
監 査 役	金 森 亨	

- (注) 1. 取締役吉川彰宏氏および飯島康夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役菅納敏恭氏および金森亨氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役吉川彰宏および飯島康夫ならびに監査役菅納敏恭および金森亨の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役菅納敏恭氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役金森亨氏は金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2020年6月25日開催の第64期定時株主総会において、新たに飯島康夫氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2020年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、取締役幣原 廣氏は、任期満了により退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役とは、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

### イ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と、同日付で任意の報酬諮問委員会を設置する旨の決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役（常勤取締役）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬（賞与）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬の個人別の報酬は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、月額固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に鑑みて、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける固定報酬額、当社の財務状況等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針とし、月額金銭報酬を支給する。

c. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給するものとし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合い等、また当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬総額などを参考に算出する方針とし、毎年、定時株主総会終了の日を含めて1週間以内に支給するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役（常勤取締役）の種類別の報酬等割合については、定めのないものとする。ただし、定性的な観点から、取締役会が報酬諮問委員会（以下、委員会という。）に取締役の個人別報酬の額を諮問し、委員会では、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬等総額、その種類別の報酬割合等も踏まえた原案を作成する。取締役会においては、委員会の答申にある種類別の取締役個人別報酬の額を尊重する考えとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が委員会に原案作成を諮問し、委員会の答申を得るものとし、取締役会は当該答申の内容を尊重し、決議しなければならないものとする。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	162 (10)	121 (10)	41 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20 (8)	20 (8)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	182 (19)	141 (19)	41 (-)	12 (5)

(注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員賞与引当金の繰入額

取締役：6名 41百万円

4. 業績連動報酬等に係る業績指針は当期純利益であり、その実績は1,866百万円であります。当該指標を選択した理由は、株主への配当原資や企業価値向上に向けた投資の源泉であるからです。当社の業績連動報酬は、取締役会で決議した規定に基づき、会社の業績に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で算定し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。

5. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は0名)です。

6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち、社外監査役は3名)です。

7. 当事業年度におきましては、2020年6月25日開催の取締役会において、取締役の基本報酬の総額を決定し、個別の取締役の報酬額の決定を代表取締役社長山本晴紀に委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(当社は、2021年2月24日付で報酬諮問委員会を設置し、業績連動報酬等について、報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、取締役会で決定しております。)

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
取締役飯島康夫氏は、紀尾井町法律事務所の弁護士であり、パルシステム生活協同組合連合会の員外監事であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役菅納敏恭氏は、菅納会計事務所の代表者であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 吉川彰宏	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、主として行政、大学教授経験者としての専門的見地から適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から役員報酬に関する審議を主導しております。
取締役 飯島康夫	当事業年度に開催された取締役会10回のうち、取締役就任後に開催された取締役会9回全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、独立した客観的立場から役員報酬に関する審議に参画しております。
監査役 菅納敏恭	当事業年度に開催された取締役会10回全てに、監査役会10回全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 金森亨	当事業年度に開催された取締役会10回全てに、監査役会10回全てに出席し、金融および企業経営経験者としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、前澤給装(南昌)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ監査役会が定めた「会計監査人の選定および評価基準」に基づき監査計画の内容および監査報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果、監査報酬等の額は適切であると判断致しました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に掲げるいずれかの事由が発生し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任することができます。また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が適切と判断した場合は、株主総会に提出される会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。



#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

##### ① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

##### イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および従業員等がコンプライアンス・プログラムを実践する。
- (b) コンプライアンス・プログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。
- (c) コンプライアンス・プログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- (d) コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社グループのコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

##### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下、「文書等」という。）に記録、保存し管理する。
- (b) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

##### ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 情報セキュリティ管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。

- (b) リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- (c) 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- (d) リスクを統括・管理する部署は、当社グループのリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

## 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、部門担当取締役および各部署長はその目標達成のために各部門目標（部門方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
- (b) 内部牽制機能を確立するため、各部門の機能および分担を明確にし適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- (c) 情報システムの利用を通じて、当社グループの取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。

## ホ. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社子会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査部署による監査（または監査役監査）を受入れ、その報告を行う。
- (b) 子会社管理を統括する部署は、当社子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- (c) 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社グループの財務報告に係る信頼性を確保する。

## ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (a) 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(b) 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

#### ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
- (b) 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
- (c) 当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

#### チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (b) 代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。
- (c) 監査役の職務の執行について生じる費用の処理は、監査役の請求に従い、速やかに行うものとする。

#### ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

#### イ. コンプライアンスに関する状況

コンプライアンス推進委員会が策定したコンプライアンス・プログラムに従い、子会社を含む各部署のコンプライアンス推進委員会を中心とした研修や各種ツールを活用した社員教育等を実施しております。また、内部通報制度の社内規程に従った適正な運用、反社会的勢力排除のための不当要求防止責任者の管理などの取組みを行っております。なお、その結果につきましては取締役会へ報告しております。

#### ロ. リスク管理に関する状況

事業企画部が中心となり、リスクマネジメント基本規程に従い、新たなリスクの洗い出し、抽出されたリスクへの対策およびその進捗について定期的に把

握・検証し、必要に応じて是正するなどの対応を行っております。また、その状況を取締役会へ報告しております。

#### 八. 内部監査および監査役監査の状況

内部監査は、各部門から独立した監査部が担当しており、各部門の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を、子会社を含め定期的を実施しております。監査部は、監査結果により改善すべき点があれば、被監査部署へ改善状況の報告を求めるなど、内部管理体制の継続的な向上に資する役割を果たすとともに、監査役および会計監査人との相互連携に努め、情報交換等を通じて監査の効率性を高めております。

監査役監査は、監査役会が定めた基準に拠り、各監査役が実施しております。また、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席の他、取締役、会計監査人および監査部と定期的に面談または情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備・運用状況等の確認を行っております。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

##### ① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大量買付行為およびこれに類似する行為があった場合でも、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様意思に委ねられるべきものと考えておりますので、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものもないとは言えません。そして、

当社は、このような不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益は、

イ。「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

ロ。独自の生産管理システム

ハ。全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

ニ。製販一体化による顧客ニーズへの対応力

ならびに事業の担い手を構成する全体としての従業員により生み出されるものであり、仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成する様々な要素への理解なくして、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

## ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

イ。中長期的な企業価値向上のための取組み

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、

- ・効率的な生産体制の構築
- ・物流効率化による配送コストの削減
- ・成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取組んでまいります。

ロ. 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2009年6月25日開催の当社第53期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を株主の皆様にご承認いただきました。その後、継続する旨の承認決議を重ね、直近では2020年6月25日開催の当社第64期定時株主総会において、それまでの買収防衛策の一部変更を行ったうえで継続することにつきましても株主の皆様のご承認をいただいております（以下、新たに継続する買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

ハ. 本プランの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、および、東京証券取引所が2015年6月1日より適用している「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容も勘案しております。

- (b) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

- (c) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めるときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

それ以外の場合でも、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。



本プランにおける対抗措置の発動にあたっては、独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<https://www.qso.co.jp/corporate/baisyu.html>) に掲載しております。



# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	29,794	流動負債	6,709
現金及び預金	13,985	買掛金	4,260
受取手形及び売掛金	5,097	電子記録債務	523
電子記録債権	5,035	未払法人税等	460
有価証券	100	賞与引当金	245
商品及び製品	4,146	役員賞与引当金	41
仕掛品	60	その他	1,177
原材料及び貯蔵品	962	固定負債	883
その他	406	繰延税金負債	188
固定資産	14,210	退職給付に係る負債	609
有形固定資産	7,602	資産除去債務	4
建物及び構築物	2,068	その他	80
機械装置及び運搬具	687		
土地	4,622	負債合計	7,592
建設仮勘定	2		
その他	221	純資産の部	
無形固定資産	763	株主資本	35,136
ソフトウェア	385	資本金	3,358
のれん	355	資本剰余金	3,711
その他	21	利益剰余金	28,654
投資その他の資産	5,844	自己株式	△587
投資有価証券	4,104	その他の包括利益累計額	1,275
長期貸付金	5	その他有価証券評価差額金	1,202
保険積立金	1,428	為替換算調整勘定	93
繰延税金資産	176	退職給付に係る調整累計額	△20
その他	133	純資産合計	36,412
貸倒引当金	△3		
資産合計	44,004	負債・純資産合計	44,004

# 連結損益計算書

(自 2020年4月1日)  
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		27,512
売上原価		18,725
売上総利益		8,787
販売費及び一般管理費		6,188
営業利益		2,598
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	71	
為替差益	22	
助成金収入	17	
受取派遣料	12	
その他	3	146
営業外費用		
売上割引	33	
保険解約損	26	
その他	1	61
経常利益		2,683
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	
受取保険金	64	64
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	7	
投資有価証券売却損	0	7
税金等調整前当期純利益		2,740
法人税、住民税及び事業税	808	
法人税等調整額	65	874
当期純利益		1,866
親会社株主に帰属する当期純利益		1,866

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,358	3,711	28,193	△1,298	33,965
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△483		△483
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,866		1,866
自己株式の取得				△211	△211
自己株式の消却			△922	922	-
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	460	710	1,171
当連結会計年度末残高	3,358	3,711	28,654	△587	35,136

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当連結会計年度期首残高	759	74	△64	769	34,735
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△483
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,866
自己株式の取得					△211
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	442	19	44	505	505
当連結会計年度変動額合計	442	19	44	505	1,676
当連結会計年度末残高	1,202	93	△20	1,275	36,412

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	26,344	流動負債	5,614
現金及び預金	12,060	買掛金	3,848
受取手形	1,463	電子記録債務	121
売掛金	2,672	未払金	840
電子記録債権	5,064	未払費用	105
有価証券	100	未払法人税等	424
商品及び製品	3,540	預り金	17
仕掛品	45	前受収益	2
原材料及び貯蔵品	786	流動リース債務	1
前払費用	49	賞与引当金	211
短期貸付金	500	役員賞与引当金	41
その他	60	固定負債	769
固定資産	16,012	繰延税金負債	200
有形固定資産	7,080	退職給付引当金	550
建物	1,851	資産除去債務	4
構築物	31	固定リース債務	3
機械及び装置	542	その他	10
車輛及び運搬具	0	負債合計	6,384
工具、器具及び備品	159	純資産の部	
土地	4,492	株主資本	34,772
建設仮勘定	2	資本金	3,358
無形固定資産	148	資本剰余金	3,711
ソフトウェア	146	資本準備金	3,711
その他	2	利益剰余金	28,290
投資その他の資産	8,783	利益準備金	839
投資有価証券	4,101	その他利益剰余金	27,450
関係会社株式	1,682	別途積立金	21,000
関係会社出資金	1,500	繰越利益剰余金	6,450
従業員長期貸付金	5	自己株式	△587
長期前払費用	16	評価・換算差額等	1,200
保険積立金	1,396	その他有価証券評価差額金	1,200
その他	84	純資産合計	35,973
貸倒引当金	△3	負債・純資産合計	42,357
資産合計	42,357		

# 損益計算書

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,113
売 上 原 価		15,068
売 上 総 利 益		7,045
販売費及び一般管理費		4,641
営 業 利 益		2,403
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	84	
受 取 派 遣 料	70	
そ の 他	45	200
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	32	
保 険 解 約 損	26	
そ の 他	0	59
経 常 利 益		2,545
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	64	64
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	7
税 引 前 当 期 純 利 益		2,602
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	768	
法 人 税 等 調 整 額	39	808
当 期 純 利 益		1,793

# 株主資本等変動計算書

( 自 2020年 4月 1日  
至 2021年 3月 31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	6,062	27,902	△1,298	33,673
当期変動額									
剰余金の配当						△483	△483		△483
当期純利益						1,793	1,793		1,793
自己株式の取								△211	△211
自己株式の消						△922	△922	922	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	388	388	710	1,098
当期末残高	3,358	3,711	3,711	839	21,000	6,450	28,290	△587	34,772

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	758	758	34,432
当期変動額			
剰余金の配当			△483
当期純利益			1,793
自己株式の取			△211
自己株式の消			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	441	441	441
当期変動額合計	441	441	1,540
当期末残高	1,200	1,200	35,973

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

前澤給装工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富永	淳浩	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井	仁子	Ⓜ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適

正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

前澤給装工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富永	淳浩	Ⓗ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井	仁子	Ⓗ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これに

は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であ

るかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社からの事業の報告や重要な決裁書類等を開覧いたしました。さらに内部監査部門からは、子会社を含む監査の結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

該当事項はありません。

2021年5月20日

前澤給装工業株式会社	監査役会
常勤監査役	檀原 由樹 ㊟
社外監査役	菅納 敏恭 ㊟
社外監査役	金森 亨 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策と位置づけ、安定した配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本の効率性を踏まえた機動的な自己株式取得等の実施により、中長期的に株主還元の強化を目指すことを基本方針としております。

このような方針の下、期末配当につきましては、株主の皆様からのご支援に感謝の意を表し、当期の業績および今後の事業展開等を勘案の上、普通配当に第65期記念配当を加えて、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円（普通配当20円、記念配当5円）

総額279,536,400円

これにより、当期の年間配当金につきましては、中間配当金1株につき20円と合わせまして、1株につき45円となります。

(注) 当社は、2021年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2021年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として実施いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役8名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会をスリム化し機動的な意思決定を行うべく2名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当等	主なスキル、経験および就任予定委員会委員						
			経営・事業戦略	営業	開発・生産	財務・会計	法務	行政・学術	報酬諮問委員会
1	たに あい ゆう ち 谷 合 祐 一 [再任]	取締役営業部門担当 給水装置営業統括部長	○	○					
2	むら た ひで あき 村 田 秀 明 [再任]	取締役生産部門担当 製造統括部長 (福島工場長)	○		○				
3	すぎ もと ひろ し 杉 本 博 司 [再任]	取締役営業部門担当 住宅設備営業統括部長	○	○					
4	たに ぐち よう いち ろう 谷 口 陽 一 郎 [再任]	取締役管理部門担当 管理統括部長	○			○	○		○
5	よし かわ あき ひろ 吉 川 彰 宏 [再任] [社外取締役候補者]	社外取締役						○	○
6	いい しま やす お 飯 島 康 夫 [再任] [社外取締役候補者]	社外取締役					○		○



候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>【再任】 谷 合 祐 一 たに あい ゆう いち (1958年8月23日) 在任期間：11年 取締役会出席状況： 10回/10回 (出席率100%)</p>	<p>1987年3月 当社入社 1996年2月 当社広島営業所長 2003年4月 当社東京営業所長 2006年6月 当社執行役員営業本部東京営業所長 2010年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長（東京駐在）兼東京営業所長 2014年7月 当社取締役執行役員東日本営業部長兼首都圏支店長兼営業支援部長 2015年4月 当社取締役第一営業部門、第三営業部門担当 首都圏支店長兼営業支援部長 2015年6月 当社取締役第一営業部門、第三営業部門担当兼営業支援部長 2016年6月 当社取締役営業部門担当給水装置営業統括部長（現任）</p>	30,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 谷合祐一氏は、当社において主として営業部門の要職を歴任し、2010年から取締役営業本部副本部長、2016年からは取締役営業部門担当給水装置営業統括部長として当社営業部門の給水装置事業を統括・主導しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	<p>【再任】 むら た ひで あき 村 田 秀 明 (1956年 7月21日) 在任期間：11年 取締役会出席状況： 10回/10回 (出席率100%)</p>	<p>1994年 3月 当社入社 2002年 5月 当社技術開発部長 2004年 8月 当社生産本部技術部長 2006年 6月 当社執行役員生産本部生産技術部長 2010年 6月 当社取締役執行役員生産本部福島工場長兼生産技術部長 2014年 7月 当社取締役執行役員福島工場長兼開発部長 2015年 4月 当社取締役生産部門担当 2016年 6月 当社取締役生産部門担当製造統括部長（福島工場長）（現任）</p>	30,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 村田秀明氏は、当社において主として技術開発分野の要職を歴任し、2010年から取締役生産本部福島工場長、2015年からは生産部門担当取締役として当社の生産部門を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
3	<p>【再任】 すぎ もと ひろ し 杉 本 博 司 (1964年 6月15日) 在任期間：2年 取締役会出席状況： 10回/10回 (出席率100%)</p>	<p>1989年 4月 当社入社 2003年 4月 当社広島営業所長 2010年10月 当社執行役員営業本部中四国ブロック長 2014年 7月 当社執行役員西日本営業部関西・中四国支店長 2015年10月 当社経営管理部門経営管理部長 2017年 4月 当社事業企画部長 2019年 6月 当社取締役営業部門担当住宅設備営業統括部長（現任） (重要な兼職の状況) 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役</p>	5,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 杉本博司氏は、当社において主として営業部門の要職を歴任し、2015年から経営管理部長、2019年からは取締役営業部門担当住宅設備営業統括部長として当社営業部門の住宅設備事業を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	<b>【再任】</b> たに ぐち よういちろう <b>谷口陽一郎</b> (1962年8月5日) 在任期間：2年 取締役会出席状況： 10回/10回 (出席率100%)	1986年4月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行 2011年7月 株式会社りそな銀行千葉エリア営業第一部長 2013年4月 同行九段支店統括部長(支店長) 2016年4月 青木あすなろ建設株式会社入社 東京建築本店営業第二部営業部長 2016年9月 当社入社 2016年12月 当社経理部長 2019年6月 当社取締役管理部門担当管理統括部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役管理部門担当管理統括部長(現任) (重要な兼職の状況) QSOインダストリアル株式会社監査役 前澤リビング・ソリューションズ株式会社取締役	3,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 谷口陽一郎氏は、金融機関等で培った知見やマネジメント経験等を活かし経理部長として当社の経理・財務業務を統率し、2019年からは取締役管理部門担当管理統括部長として管理部門を統括しております。取締役会は、それらの豊富な経験と実績から、引き続き当社の持続的な成長と企業価値向上の実現のために必要な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。		
5	<b>【再任】</b> <b>【社外取締役候補者】</b> よし かわ あき ひろ <b>吉川彰宏</b> (1953年7月3日) 在任期間：3年 取締役会出席状況： 10回/10回 (出席率100%)	1981年4月 東京都豊島区入職 2008年4月 同区子ども家庭部長 2010年4月 同区政策経営部長 2014年4月 帝京平成大学 現代ライフ学部 経営マネジメント学科 教授(2019年3月退職) 2018年6月 当社社外取締役(現任)	一株
	<b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 吉川彰宏氏は、長年にわたる地方公共団体における行政経験に加え、大学教授としての経験から行政法やまちづくり等の公共経営に関する高い知見を有しております。取締役会は、そのような実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上や取締役会の監督機能強化に活かされることを期待し、社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会委員として、当社の役員報酬等に関する取締役会の諮問に対し、客観的・中立的立場で審議に関与していただく予定です。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日) 参考情報	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	<b>【再任】</b> <b>【社外取締役候補者】</b> い い じ ま や す お 飯島 康夫 (1968年 6 月11日) 在任期間：1年 取締役会出席状況： 9回/9回 (出席率100%)	2000年 4 月 弁護士登録 2000年 4 月 紀尾井町法律事務所弁護士（現任） 2015年 4 月 第二東京弁護士会副会長 2015年 6 月 パルスシステム生活協同組合連合 会員外監事（非常勤）（現任） 2020年 6 月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 紀尾井町法律事務所弁護士 パルスシステム生活協同組合連合会員外監事（非常勤）	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 飯島康夫氏は、弁護士としての法務に関する識見に加え、生活協同組合連合会の員外監事としての経験を有しております。取締役会は、それらの経験と実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上および取締役会の監督機能向上に活かされることを期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会委員として、当社の役員報酬等に関する取締役会の諮問に対し、客観的・中立的立場で審議に関与していただく予定です。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.各再任候補者の在任期間は取締役就任から本株主総会終結の時までの期間を、取締役会出席状況は当事業年度に開催された取締役会のうち、在任期間中に開催された取締役会に対する出席状況を、それぞれ記載しております。
- 3.当社は、当期末後の2021年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。各候補者の「所有する当社の株式の数」は株式分割後の株式数を基準に記載しております。
- 4.当社は、吉川彰宏氏および飯島康夫氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、吉川彰宏氏および飯島康夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 6.当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において、年額285百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役にに対して支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち、社外取締役2名）となります。

対象取締役にに対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

#### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

#### 2. 対象取締役にに対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役にに対して発行または処分する普通株式の総数は年50,000株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役にに対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

### 3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由により退任または退職等した場合または死亡により退任または退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は本招集ご通知12頁から13頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年50,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.2%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

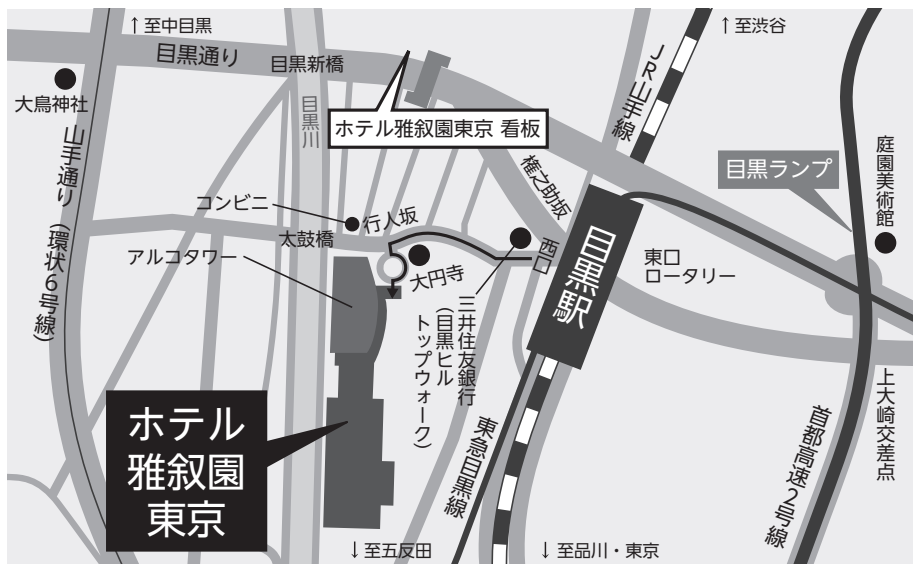
なお、本制度により対象取締役に付与された株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 TEL 03-3491-4111 (代表)  
ホテル雅叙園東京 2階 華しずか

交通	J	R	山手線	目黒駅より徒歩約5分
	東	急	目黒線	
	東京メトロ		南北線	
	都営地下鉄		三田線	



- ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいておりますのでご了承願います。
- 専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。